

御家族の皆様も、的確な対応のために 必要な環境へとつながることが必要です。

「ギャンブル等依存症対策基本法」が平成30年10月に施行されました！

ギャンブル等依存症は、適切な治療や支援により、「回復」が十分に可能ですが、留意すべき点があります。

ギャンブル等依存症のサインとは？

- ★ ギャンブル等をしている方に、家族の行事を顧みない、家庭内でのお金の管理について暴言を吐く、などの変化はありませんか？ギャンブル等依存症のサインかも。。。

注意すべきポイントは？

- ★ 家族会や自助グループにつながり、的確に対応するためのノウハウを身に付けましょう。
- ★ 家族が状況に振り回されないようになるために極めて重要です。

- 家族会や御家族向けの自助グループは、ギャンブル等依存症の方への向き合い方、財産関係の問題への対応方法等、様々な知見を蓄積しています。

★借金の肩代わりは禁物です。

- よかれと思っても、借金の肩代わりをしてしまうと、御本人が問題に向き合い、回復に至る機会を奪ってしまいます。

気になることがある場合は？

- ◆ ギャンブル等依存症対策は、「ギャンブル等依存症対策基本法」に基づき、関係省庁が連携の上で取組を進めます。毎年5月の「ギャンブル等依存症問題啓発週間」の機会等を通じ、啓発活動も強化していきます。
- ◆ 少しでも気になることがある場合は、御相談したい内容に応じて、各窓口へ。

【相談先となる窓口の情報などが掲載されています。】

消費者庁 ギャンブル等依存症

検索

(消費者庁ウェブサイト https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/)